第２号様式

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

（１）川崎市（以下「発注者」という）が発注する川崎市マイナンバーカードセンター設営及び運用業務委託（以下「委託業務」という。）

（２）前号に附帯する事業

　（名称）川崎市マイナンバーカードセンター設営及び運用業務委託

第２条　当共同企業体は、○○・○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、△△○○年○○月○○日に成立し、委託業務の契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　　○○市○○区○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　○○○○　株式会社

　　　　　　　　　　　　○○市○○区○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　○○○○　株式会社

　（代表者）

第６条　当企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

（１）公募型プロポーザル及び見積りに関する権限

（２）契約締結に関する権限

（３）発注者及び監督官庁等と折衝する権限

（４）委託代金の請求及び受領に関する権限

（５）各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限

（６）復代理人の選任に関する権限

（７）その他契約履行に関する一切の権限

　（構成員の業務分担）

第８条　各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。

　　　　　　○○○○○業務　○○○○　株式会社

　　　　　　○○○○○業務　○○○○　株式会社

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、委託業務の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　各構成員は、委託業務の履行に伴い、発注者又は第三者に損害を与えたときは、連帯して責任を負うものとする。

３　構成員が他の構成員に損害を与えたときは、関係構成員が誠実に協議し、解決するものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の構成企業名義の預金口座によって取引するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１２条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１３条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完成する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が委託業務を完成する。

　（構成員の除名）

第１４条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１５条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１６条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１７条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○株式会社ほか○社は、上記のとおり、○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、構成員が記名捺印の上、各自１通所持する。

　なお、当企業体が第１条の業務の契約を締結する場合にあっては、当該契約書に添付するものとする。